**国道占用代理申請**

**・国道占用代理申請の必要書類一覧（※各占用者への施工協議書は別途必要）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 添付書類等 | 部数 | 留意事項等 |
| 申請時 | 代理申請依頼書 | １部 | 別添様式。 |
| 誓　約　書 | １部 | 別添様式。（参考） |
| 位　置　図 | １部 | 縮尺は1/10,000～1/2,500程度とし、箇所を明示する。住宅地図の利用も可。 |
| 道路法３４条に基づく道路関係者の意見調書 | １部 | 泉南水道センター・関電・大阪ガス・ＮＴＴ等。　　　　　（コピーを提出） |
| 交通規制図（保安施設設置図） | １部 | 保安要員、歩行者用通路、標識、夜間照明、バリケード等の配置や、交通規制方法等を記載する。 |
| 平　面　図 | １部 | 占用部分を赤で着色。 |
| 横　断　図 | １部 | 占用部分を赤で着色。 |
| 舗装復旧図（仮復旧・本復旧） | １部 | 仮復旧・本復旧の舗装構成の断面図を記載。 |
| 写　　真 | １部 | 全景・近景等状況が把握できるもの。占用部分を赤で記入。 |
| 工事仕様書 | １部 | 別添様式。（参考） |
| 工　程　表 | １部 | 施工予定が分かるもの。 |
| 道路使用許可　　申請書鏡のコピー | １部 | 申請者、道路使用者の押印をすること。（コピーを提出） |
| そ　の　他 |  | 職員が指示するもの。 |
| 着手時 | 着手届 | １部 | 下水道課で作成 |
| 工事登録票 | １部 | 下水道課で作成 |
| 完了時 | 位　置　図 | １部 | 縮尺は1/10,000～1/2,500程度とし、箇所を明示する。住宅地図の利用も可。 |
| 竣工図書 | １部 | 申請に添付した図面についての竣工図。(平面図、縦断図、横断図、立面図、舗装復旧図等） |
| 　　工程別施工写真 | １部 | 各工程の写真（舗装本復旧部分を含む） |
| そ　の　他 | １部 | 職員が指示するもの。 |

**・国道占用代理申請の事務手続き及び流れ（参考期間：申請依頼から許可まで約1か月）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 申　請　者 | 下水道課 | 近畿地方整備局南大阪維持出張所 | 泉南警察署 |
| 占　用申請 | 添付書類を事前に近畿地方整備局南大阪維持出張所で確認必要代理申請依頼書使用許可書提出　受　取　 使用許可書(写)　受　取　 | 　受　理　占用申請書作成　決　裁　　申　請　　受　取　　　受　取　占用許可書(写) | 　受　理　警察協議書作成警察協議書提出　受　取　占用許可書発行 | 　受　理　　受　理　　回答書発行　使用許可書発行　 |
| 着手前 |  　受　取　 | 着手届作成工事登録表 | 　受　理　　受　理　 |  |
| 施工から完了まで | 事前に給水申請済給水引込工事※舗装本復旧前舗装立会願　現場立会　　受　取　舗装本復旧完了届必要書類 | 引込工事立会　現場立会　完了届作成 | 　受　理　　現場立会　舗装復旧指示書　受　理　 |  |

令和　 年　 月　 日

道路占用許可における代理申請依頼書

泉南市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　次のとおり道路占用したいので、代理申請してくださるよう別紙のとおり誓約し依頼します。

|  |  |
| --- | --- |
| 代理申請依頼理由 |  |
| 占用場所 | 国　道　　　　　　　　　　　　　　線泉南市　　　　　　　　　　　　　　番地先 |
| 占用目的 |  |
| 占用数量 |  |
| 占用期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 施設の構造 | 別紙図面のとおり |
| 工事実施の方法 |  |
| 工事の期間 | 許　可　日　～　令和　 年　 月　 日（本復旧工事期間を含む） |
| 路面の復旧方法 | 国の指示どおり |
| 施工業者 |  |
| 緊急連絡先 |  |
|  |  |

（公共汚水桝取付管用）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　 年　 月　 日

誓　　約　　書

泉南市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　施工業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　この度、泉南市　　　　　　　　　　　　番地において新築工事を予定しており、これに伴い国道敷へ埋設している既存の汚水本管から宅内へ引込管を布設することとなりました。

布設に際しまして国道敷の占用許可申請が必要になり、貴市に国へ代理申請を行って頂きたくお願する次第です。

なお、今回布設します下水道施設につきましては、貴市の指導・意見に従い施工することはもちろん、工事にあたっては一般の通行、付近の家屋等に十分留意するとともに、万一事故及びトラブル等が発生した場合においても、貴市に一切ご迷惑をおかけ致しません。（開発排水管用）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

泉南市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

施工業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　この度、泉南市　　　　　　　　　　　　番地において宅地開発の建設を予定しており、それによって生じる排水の排除について関係先と協議を進めてまいりましたが、計画地先に適当な排水路がないため、やむを得ず当方の負担で国道敷へ排水施設を布設することとなりました。

　布設に際しまして国道敷の占用許可申請が必要になり、貴市に国へ代理申請を行って頂きたくお願いする次第です。

　なお、今回布設します排水施設につきましては、貴市の指導・意見に従い施工することはもちろん、工事にあたっては一般の通行、付近の家屋等に十分留意するとともに、万一事故及びトラブル等が発生した場合においても、貴市に一切ご迷惑をおかけ致しません。

　排水管布設後も、当方において責任をもって維持管理を行います。

　放流先水路につきましても、排水の機能の妨げがない様、当方において誠意をもって対応致します。

　宅地開発建設工事完了後は、すみやかに排水管の貴市への帰属手続きを行います。

　また、当該地先に公共下水道が整備された場合には、すみやかに公共下水道への切り替え工事を当方において行います。

　また、当方の権利義務を第三者に移転する必要が生じた場合はすみやかに貴市に報告致します。

（個人排水管用）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

泉南市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

施工業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　この度、泉南市　　　　　　　　　　　　番地において　　　　　　　　工事を予定しており、それによって生じる排水の排除について、国道敷の側溝へ排水管を接続する事となりました。

　接続に際しまして国道敷の占用許可申請が必要になり、貴市に国へ代理申請を行って頂きたくお願いする次第です。

　なお、接続工事にあたっては一般の通行、付近の家屋等に十分留意するとともに、万一事故及びトラブル等が発生した場合においても、貴市に一切ご迷惑をおかけ致しません。

　排水管接続後も、当方において責任をもって維持管理を行い、放流先水路につきましても、排水機能の妨げがない様、当方において誠意をもって対応致します。

　また、当方の権利義務を第三者に移転する必要が生じた場合は、本誓約書も継承し、すみやかに貴市に報告致します。

|  |
| --- |
| 道路法第３４条に基づく道路占用関係者の意見書 |
| 工事内容 |  |
| 施工場所 |  |
| 事業主体 |  |
| 事業名 | 　　　　　意　　　見　　　書 | 責任者職氏名 |
| 関西電力送配電（株）南大阪電力所 |  |  |
| 関西電力（株）岸和田ネットワーク技術センター |  |  |
| 大阪ガスネットワーク（株）南部事業部 |  |  |
| NTTフィールドテクノアクセスグループ |  |  |
| 大阪広域水道企業団南部水道事業所 |  |  |
| 大阪広域水道企業団泉南水道センター |  |  |
|  |  |  |

施工内容　（参考）

1. 準備工

　工事着手時に基準測量、縦断測量を行い各引照点を控え、仮B.Mを設定し、最後まで保存致します。また着工前の全景を写真に収め保存いたします。

（2）      土工

　床堀は、０．１ｍ3級及び０．２ｍ3級バックホウ機械掘削とし、掘削底面を乱すことのないように作業し、底面部は人力にて不陸整正し、タンパ等で転圧します。

埋戻しは、各層ごとに十分に締固め、構造に影響する埋戻しは、埋戻しの順序及び締固めにあたって構造物に被害を与えないよう注意します。

（3）      水替工

　掘削中における湧水及び雨水は、掘削面に停留しないよう十分水替を行い、

不足の出水等に対して予備機を準備いたします。

掘削完了後、適宜排水溝を設けて水中ポンプにて排水し、放流先に土砂等が流出しない

よう沈殿槽を設けます。

（4）      マンホール設置工

　基礎砕石はｔ＝200とタンパ（60～100ｋｇ）にて十分に締固めます。

各ブロックをトラッククレーン（4.8～4.9ｔ）にて吊り込み基準高方向をその都度確認します。各ブロック継手は漏水のない様丁寧にシーリングを施工し、緊結金具にて強固に締固めます。また、鉄蓋は調整リング調整金具（特殊モルタル）を用いて所定の位置に据えます。

（5）      管布設工

　別紙図面のとおり砂基礎部分は、不等沈下を生じないよう入念に施工し、埋設管天端から上部30ｃｍ及び管底から下部10ｃｍで埋戻し下水道表示テープを埋設致します。

　管の布設にあたっては、飲み込み口側にソケットを向け基礎の上に通りよく丁寧に据付、管の下面及びカラー周辺の空隙のない様、又、漏水のない様注意して施工します。

　埋戻しにあたっては、管渠を損傷しない様留意し、左右均等に層状に締固めます。

（6）土留工

　一次掘削（約90ｃｍ程度）が完了したら直ちに鋼矢板を建て込み、腹起こし材を設置し背面の土砂が変位しない様に水圧式サポート土留めを完了させます。

　掘削が進むにつれて鋼矢板を下げて所定の深さまで到達させます。

　梁の撤去や、矢板の撤去は所定の埋戻しが完了してから撤去します。

（７）インバート工

　上流管、下流管の落差、流入、流出方向に注意しながら下流管勾配でコンクリートを

打設します。インバートは下地コンクリートの施工後、左官工にて1：2のモルタルを使用し、設計図書に基づき通り良くきれいに仕上げます。

（８）残土・残塊処分

　発生した残土・残塊は仮置後、残土・残塊は、バックホウにてトラックに積み込み、

残土及び残塊を最終処分地まで運搬し適正に処分します。

　運搬途中での散乱・飛散のない様表面にシートを掛け、走行する道路を土砂等により

汚さない様努めます。

その際運転手には交通事情をよく説明し、過積載、事故等トラブルのない様努めます。

（９）汚水桝設置工

　桝は塩ビ製を使用し、据付の際沈下しない様砂基礎を十分つき固め水平に動かない様

しっかりと据付け、ゴム輪受口用の支管・取付管を漏水のない様確実に取付けます。

 桝の向きや深さは、本管と宅地内の排水設備の系統との位置関係を計算に入れて定め、

宅地内の最上流部で土被り20ｃｍとし、そこから宅地内を一定勾配で下流の汚水桝まで導く距離によってその深さを定めます。

（10）舗装復旧工

　舗装の復旧に関しては、国の担当者の指示に従って行うものとします。